

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第42号
事故等種類	潜水者負傷
発生日時	平成23年11月27日 13時05分ごろ
発生場所	京都府京丹後市小間漁港 <small>こま</small> の防波堤出入口 京丹後市所在の <small>なかいざ</small> 間人港灯台から真方位233°900m付近 (概位 北緯35°44.2′ 東経135°05.1′)
事故等調査の経過	平成25年4月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 みさき丸、0.93トン
船舶番号、船舶所有者等	KT3-9534（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（潜水者）
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年11月27日13時00分ごろ操業を終え、船尾中央部の舷縁に腰を掛け、左手で船外機を操作して約2ノットの対地速力で東進し、小間漁港の防波堤出入口（以下「本件出入口」という。）に接近した。</p> <p>潜水者は、09時45分ごろから本件出入口付近でウエットスーツにウエイトベルトを着用し、黒色の乗用車用タイヤチューブ製の浮き輪1個を目印兼用の獲物入れとして浮かべ、素潜りで貝類の採捕を行い、約15kgの漁獲物を得ていた。</p> <p>本船は、13時05分ごろ、本件出入口の中央部付近において、北西方の防波堤に向かって浮き輪を引いて泳いでいた潜水者に船首部及び船外機が接触した。</p> <p>船長は、衝撃を感じて直ちに機関を停止し、潜水者と接触したことを知り、同人を本船上に助け上げ、小間漁港に入港後、自ら病院に搬送した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約0.3m</p>
その他の事項	<p>潜水者が引く浮き輪及び潜水者は、入航中の本船から視認しにくい状況であった。</p> <p>船長は、ふだん、船尾中央部の舷縁に腰を掛けて見張りを行えば、船首方約30mまでが死角になることを知っていたが、前方で潜水している者はいないと思い、同じ姿勢で見張りを行っていた。</p> <p>潜水者は、漁業協同組合所属の漁業者であり、本件出入口付近で貝</p>

	<p>類の採捕を行うことについて、航行の妨げになるとの認識を持っていた。</p> <p>漁業協同組合によれば、漁業者の間では慣例で本件出入口付近での貝類の採捕を行わないことになっていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小間漁港に向けて入航中、本件出入口付近を通過する際、船長が、船首方に死角が生じた状況で操船し、見張りを適切に行っていなかったことから、潜水者が北西方の防波堤に向かって泳いでいることに気付かず、潜水者と接触し、潜水者が負傷したものと考えられる。</p> <p>潜水者が引く浮き輪及び潜水者は、入航中の本船から視認しにくい状況であったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小間漁港に向けて入航中、本件出入口付近を通過する際、船長が、船首方に死角が生じた状況で操船し、見張りを適切に行っていなかったため、潜水者が北西方の防波堤に向かって泳いでいることに気付かず、潜水者と接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防波堤出入口付近を航行する際、船長は、前方を十分に注意して航行すること。 ・ 潜水者は、防波堤出入口付近では、貝類の採捕を行わないようにすること。